

受講案内

令和6年度浄化槽指定採水員指定講習会（新規）受講案内

1 主旨等

この講習会は、浄化槽法第11条に基づく検査の効率化をはかるため、群馬県が定めた「効率化11条検査実施要綱」及び公益財団法人群馬県環境検査事業団が定めた「指定採水員指定講習会開催要領」に基づき、一般社団法人群馬県浄化槽協会が実施するものです。

また、受講修了が認められた場合の指定採水員としての資格の有効期間は、令和11年3月末日までとします。

2 受講資格

浄化槽管理士の資格を有し、群馬県内で浄化槽の保守点検業の登録を受けている業者に所属する者

3 受講申込の方法等

○受講者ごとに以下を作成し、封書で郵送する。A～F

- ・A受講申込書、B受講承諾書、C申込受付表、D85円切手（受講決定通知書用）
- ・E管理士免状コピー
- ・F顔写真（1枚）サイズ タテ30mm×ヨコ25mm

<注意>①C申込受付表の裏面に、振込依頼書の写しを貼る。

②D85円切手1枚 受講決定通知書は、原則、受講者の住所地に郵送されます。

勤務先会社の郵送を希望する場合は、C申込受付表該当欄に記載すること。

③F顔写真は、1枚とし、裏面に勤務先名、氏名を記載すること。

紛失を防ぐため封筒に入れA受講申込書の右上にクリップで固定すること。

④郵送する前に、必ず「チェック用紙」により確認してください。

(1) 郵送先（講習実施機関）

- ・一般社団法人群馬県浄化槽協会

〒371-0847 前橋市大友町二丁目29-21

(2) 受付期間

- ・令和6年10月8日（火）から令和6年10月22日（火）必着

(3) 受講料

- ・（一社）群馬県浄化槽協会加入事業者及びその従業員 5,500円
- ・（一社）群馬県環境保全協会加入事業者及びその従業員 5,500円
- ・上記以外 9,500円
- ・受講料は原則として返還しません。

ただし、主催者側の事由又は天災等の不可抗力により講習の全部が受講できなかった場合にはその限りにありません。

(4) 受講料の払い込み方法

- ・受講料は、群馬銀行 本店営業部 普通預金2748115
一般社団法人群馬県浄化槽協会
会長 高野 憲樹

※振込手数料は貴社ご負担でお願いいたします。

振込依頼書の写し等、受講料の振込を確認できるものを、C申込受付票の裏面にのり付けしてください。

なお、現金書留、現金持参による取り扱いはしないので注意してください。

4 受講日及び受講場所、受付等

- (1) 受講日 令和6年11月13日(水)
- (2) 受付開始 9時30分から
- (3) 開講式 9時45分から
- (4) 講義 10時から16時10分まで
- (5) 受講場所 群馬産業技術センター第1研修室
前橋市亀里町884-1
TEL027-290-3030

5 受講決定の通知

- ・受講決定通知は申請者から送付された **D85円切手**を受講決定通知書に貼って、事務局が受講者に郵送します。

6 受講日に持参するもの

- (1) 受講決定通知書のハガキ
- (2) 筆記用具
- (3) 自動車運転免許証等本人であることを証明できるもの

7 受講科目及び時間割

- (1) 法令及び法定検査全般に関する事 1時間
- (2) 汚水処理技術に関する事 2時間
- (3) 指定採水員の業務(浄化槽の検査)に関する事 1時間
- (4) 指定採水員の業務(BOD、放流水採取)に関する事 1時間

8 受講受付時の留意

- (1) 受付時間は9時30分からです。
- (2) 受講決定通知書を受付に提示してください。

9 受講時の留意

- (1) 受講決定通知書を受講席の右側に置くこと。
- (2) 受講中の携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用しないこと。
- (3) 遅刻、早退等の場合は修了が認められない場合があります。

10 修了証等の交付

- 講習の修了を認められた者には、講習終了後に会場において修了書及び指定採水員証(1,000円)が交付されます。

- 11 昼食について 昼食は各自でご用意ください。弁当の斡旋はいたしません。
食事等で出たゴミは持ち帰るよう、お願いいたします。